

島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

平成20年3月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項を準用する第291条の6第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数並びに第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項を準用する第291条の6第1項及び同条第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成20年3月25日

島根県後期高齢者医療広域連合

選挙管理委員会委員長 来海 弘明



第74条第1項、第75条第1項を準用する第291条の6第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数 12,002人

第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項を準用する第291条の6第1項及び同条第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 166,680人